

# 7月1日に コミュニティ・マルシェがオープン



オープニングイベント(ふれあいセンター1階)

## 第2回定例会

平成29年第2回定例会が、6月6日から14日までの9日間にわたり開催されました。  
提出議案は、専決処分承認2件、条例の制定4件、鳩山町総合計画の一部再改定1件、指定管理者の指定2件、平成29年度一般会計並びに特別会計等補正予算3件、監査委員の選任2件の14議案で、全議案とも可決されました。また、請願2件が提出され、請願第2号「テロ等準備罪法案に反対する意見書」の提出が採択されました。

### 指定管理者の指定

コミュニティ・マルシェは株式会社アール・エフ・エー

問 どのような評価で決めたのか。

答 応募は2団体、株式会社アール・エフ・エーは、公共施設の再生やまちづくりデザインに取り組んでおり、単にビルメンテナンスの指定管理者とは一味違った運営を期待できるので指定した。

鳩山町地域包括ケアセンターのデイサービスセンターは彩西ナーシングケアに

問 指定管理料についての考えは。

答 事業者の事業に対する介護給付や、利用者からの利用料金を指定管理者の収入とすることで、町からは支払いはしない。施設の修繕や事業拡大については、今後協議をして決めていく。

答 事業者の事業に対する介護給付や、利用者からの利用料金を指定管理者の収入とすることで、町からは支払いはしない。施設の修繕や事業拡大については、今後協議をして決めていく。

### 一般会計補正予算

防火水槽用地の取得について

問 民有地にある防火水槽を町が購入したことが過去にあるのか。

答 購入は無いが、撤去の事例は一件ある。

問 地主は土地を売るのが、撤去を希望しているのか、どちらなのか。

答 撤去を希望しているが、撤去の費用対効果を考えると売買に比べてもらえるよう考えていきたい。

問 180万円の提示だが鑑定によって地主が売買に応じない場合、鑑定料15万7千円は町民に不利益を与えないか。

答 今回の補正計上した範囲で何とかご理解賜れるよう努める。

町職員の給与について

問 ほとんどの課の職員の給料をはじめとする人件費で減額補正されているが。

答 人事異動に伴う給与等の関係で補正している。

問 職員給与の減額補正で、住民サービスが低下

しないか。

**答** 昨年度の退職者は9人、再任用の任期満了者5人、合計14人の減に対し、新たな再任用が2人、新採用者が12人、合計14人。全体では昨年同様140人体制であり、住民サービスが低下することはない。

### 第5次総合計画基本構想一部再改定

平成27年度に一部改定を行ったが、さらに雇用の場を確保し、移住施策を推進し、住民サービスの維持に必要な財源確保を図るため、土地利用構想において、産業誘導エリアを新たに3カ所追加する。

#### ① 旧玉川工業高校敷地

**問** 企業誘致が決まっているが、鳩山町分の土地の借地料は。

**答** 何らかの財政支援を受けた旨表明してある。鳩山町の雇用について

ではどうか。

**答** 従業者数について誘致企業より一定の想定は聞いているが、鳩山町からの就業については、今後企業側に要請をしていきたい。

**問** この企業誘致にあたり、ときがわ町は奨励制度で対応をしたのか。

**答** 企業誘致に関する特別な条例を制定して、企業側に有利な条件を提示したようだ。

**問** 本町でも優良品計画の企業誘致が成功したが、今後の企業誘致において何らかの奨励制度を継続するのか。

**答** 優良品計画については、誘致する前に制定したが、時限立法で今はその条例はない。今後については、必要に応じて検討したい。

#### ② 泉井・竹本エリア

**問** 具体的な企業の進出要望があるのか。

**答** 現状、具体的な企業要望はない。今後、企業を誘致することにより本

年1月から試験運行をした北部町営路線バスの利用者の確保による運行維持を目的にしている。

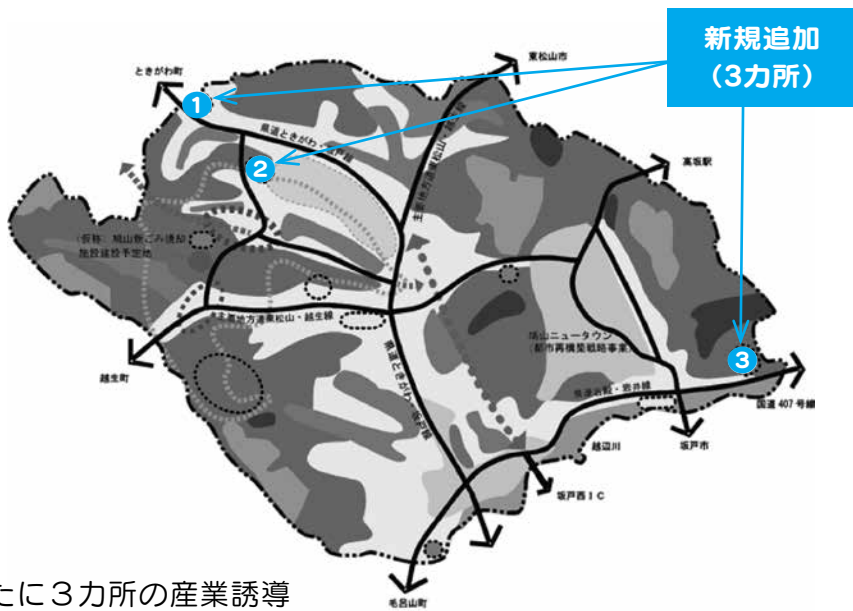
#### ③ 石坂地区

**問** どの程度の面積か。現在、進出希望事業

者より相談を受けている面積は、6.6ヘクタール。

**問** 以前、このエリアに進出希望企業があったと聞いている。土砂災害対策の問題で保留になったが、今回との兼ね合いはどうか。

**答** 一部、土砂災害警戒



新たに3カ所の産業誘導エリアを追加

区域にかかっており、技術的なことを含め、開発の可能性について協議している状況。

### 専決処分の承認

国民健康保険税条例の一部を改定する条例

**問** 国保税の軽減の幅が広がるといふことだが、町の一般財源の持ち出しはないか。

**答** 国や県の基盤安定繰入金制度や保険者支援分があるが、4分の1程度の持ち出しはある。しかし、この持ち出し分と同程度度の地方交付税の措置がされている。

**問** 減免条例については検討しているのか。

**答** 個別に対応するもので、特定の者に一律に提供すべきでないと考え。しかし、来年度からの都道府県化による標準化が導入され、減免規定についても、標準化が示される可能性はある。

税条例の一部を改正する条例の制定

**問** 配偶者控除はどのように変わるのか。

**答** 今回の改正は配偶者の控除額を103万円から150万円に引き上げ、150万円超201万円については低減、消失する仕組みを導入、ただし配偶者控除、配偶者特別控除の適用対象者となる納税者の所得は1千万円以下とされ、控除額は納税者の所得額が900万円以下の場合、上限額の38万円であるが、所得が50万円上昇する毎に低減する仕組みが導入される。尚、この仕組みは平成30年以降の所得税から適用される。

### 〈反対討論〉

女性が就業調整を意識せず働く仕組みを作るといふが、健康保険や厚生年金、家族手当などに影響し不十分である。しっかりとした仕組みを作りたい。

(根岸)